

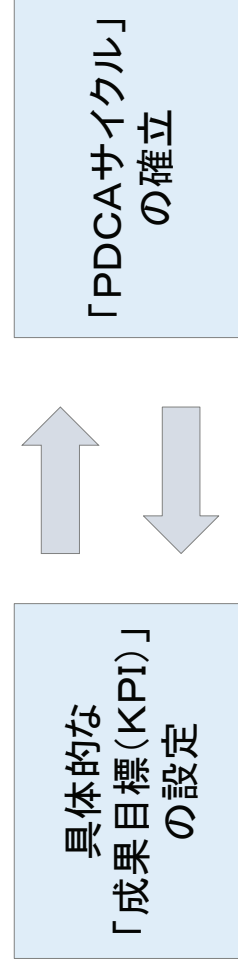
地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

30年度2次補正予算額 600億円（事業費ベース 1,200億円）

事業概要・目的

○地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与する。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

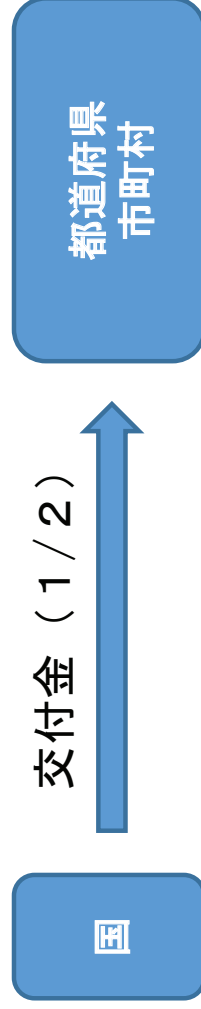
【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

【執行柔軟化】

○法令に基づく一定の要件を満たす事業については、交付決定後、地方公共団体において基金を造成することで、平成32年度においても事業を実施することを可能とする。

資金の流れ



期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげる。